

従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算すること。

(8) 登録の取消し

都道府県知事は、次のいずれかに該当するに至ったときは、養育里親の登録を取り消さなければならないこと。

ア 登録の有効期間が満了したとき。

イ 認定が取り消されたとき。

ウ 養育里親から登録の取消しの申請があったとき。

(9) 登録事項の修正

都道府県知事は、登録を受けている養育里親について、認定を取り消した場合や登録を取り消した場合は、養育里親名簿に次に掲げる事項を付記すること。

ア 認定を取り消した場合にあつては、その旨並びにその理由及び処分年月日

イ 登録を取り消した場合にあつては、その旨並びにその理由及び処分年月日

(10) 都道府県知事への届出

ア 養育里親は、登録を受けた事項について変更が生じたとき、又は委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならないこと。

イ 養育里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。

3 親族里親

(1) 定義

親族里親は、次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親として認定を受けた者とする。

ア 当該親族里親の三親等内の親族であること。

イ 両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。

(2) 準用

養育里親における要件（「経済的に困窮していないこと。」という要件は、親族里親については適用されない。）、希望者の申請、認定、認定の取消し及び都道府県知事への届出の規定は、親族里親についても準用されること。

なお、申請については、親族里親希望者は、あらかじめ児童相談所長の許可を得ておく必要があること。

また、親族里親については、児童の委託が解除された場合には、その認定も取り消されるものであること。

4 短期里親

(1) 定義

短期里親は、1年以内の期間を定めて、要保護児童を養育する里親として認定を受けた者とする事。

(2) 準用

養育里親における要件から都道府県知事への届出までの規定は、短期里親についても準用される事。

5 専門里親

(1) 定義

専門里親は、2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親として認定を受けた者とする事。

(2) 要件

専門里親は、次に掲げる要件に該当する者とする事。

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する事。

(ア) 養育里親名簿に登録されている者であつて、養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものである事。

(イ) 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認められたものである事。

(ウ) 都道府県知事が(ア)及び(イ)に該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者である事。

イ 専門里親研修の課程を修了した事。

なお、専門里親研修の内容については、「里親の認定等に関する省令第19条第2号の厚生労働大臣が定める研修」を参照されたい。

ウ 心身ともに健全である事。

エ 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有している事。

オ 委託児童の養育に専念できる事。

カ 経済的に困窮していない事。

キ 児童の養育に関し虐待等の問題を起こしたことがない事。

ク 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがない事。

(3) 準用

養育里親における希望者の申請から都道府県知事への届出までの規定は、専門里親について準用する事。

なお、専門里親希望者の申請は、専門里親研修修了後2年以内にしなければならない事。

また、専門里親の登録の有効期間は2年である事。

6 施行期日等

(1) 施行期日

この省令は、平成14年10月1日から施行すること。

(2) 経過措置

この省令の施行の際現に里親とされている者は、養育里親又は短期里親の認定及び登録を受けたものとみなすこと。

第3 里親が行う養育に関する最低基準について

1 趣旨

里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）について里親が行う養育についての最低基準（以下「最低基準」という。）は、この省令によること。

2 最低基準の向上

(1) 都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。）は、都道府県児童福祉審議会又は地方社会福祉審議会の意見を聴き、里親に対し、最低基準を超えて、当該里親が行う養育の内容を向上させるよう、指導又は助言をすることができること。

(2) 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

3 最低基準と里親

里親は、最低基準を超えて、常に、その行う養育の内容を向上させるように努めなければならないこと。

4 里親が行う養育の一般原則

(1) 里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならないこと。

(2) 里親は、養育を効果的に行うため、都道府県（指定都市を含む。）が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないこと。

5 児童を平等に養育する原則

里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならないこと。

6 虐待等の禁止

里親は、委託されている児童に対し、児童虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

7 教育

里親は、委託児童に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。

8 健康管理等

- (1) 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないこと。
- (2) 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならないこと。

9 衛生管理

里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。

10 養育計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する養育計画に従って、当該委託児童を養育をしなければならないこと。

11 秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

12 記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかななければならないこと。

13 苦情等への対応

- (1) 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。
- (2) 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。

14 都道府県知事への報告

里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。

- (1) 委託児童の心身の状況
- (2) 委託児童に対する養育の状況
- (3) その他都道府県知事が必要と認める事項

15 関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。

8 養育する委託児童の年齢

- (1) 里親が養育する委託児童は、18歳未満の者とする。
- (2) 都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、満2.0歳に達する日までの間、養育を継続することが

できること。

17 養育する委託児童の人数の限度

- (1) 養育里親、短期里親又は専門里親が同時に養育する委託児童の人数とそれ以外の児童の人数の合計は、6人を超えることができないこと。
- (2) 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、2人を超えることができないこと。

18 委託児童を養育する期間の限度

- (1) 短期里親による委託児童の養育は、養育を開始した日から起算して1年を超えることができないこと。
- (2) 専門里親による委託児童の養育は、養育を開始した日から起算して2年を超えることができないこと。
- (3) 都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、1及び2の期間を超えて、養育を継続することができること。

19 再委託の制限

里親は、次の場合を除き、委託児童を他の者に委託してはならないこと。

- (1) 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。
- (2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

20 家庭環境の調整への協力

専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならないこと。

21 最低基準は、平成14年10月1日から施行すること。